News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成 26 年 10 月 10 日

中小企業庁

# 平成 26 年 9 月末までの消費税転嫁対策の取組状況を公表します

平成 26 年 4 月の消費税率引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施しています。今般、9 月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

## 1. 概要

9 月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を 1,338 件、措置請求を 3 件、勧告・公表を 10 件実施致しました（公正取引委員会との合算）。
消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査（9 月調査）では、転嫁状況について、「全て転嫁できている」と回答した事業者が 7～8 割、「全く転嫁できていない」と回答した事業者は 4～5%となっており、前月調査から大きな変動はありませんでした。

## 2. 取組状況

### (1) 監視・取締り対応の強化

・買手側の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官（転嫁Ｇメン）による監視・取締りを行っています。9 月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を 1,338 件、措置請求を 3 件、勧告・公表を 10 件実施致しました（公正取引委員会との合算、詳細は別紙）。今後とも、違反行為に対しては厳正に対処していきます。

・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査（4 月から毎月実施）を実施しました。9 月の書面調査では、転嫁状況について、事業者間取引では 82. 7%、消費者向け取引では 73. 4%の事業者が「全て転嫁できている」と回答しました。また、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では 4. 3%、消費者向け取引では 5. 3%でした。

・中小企業・小規模事業者に対し、転嫁拒否に関する情報を収集するための大規模な書面調査を実施中です。また、調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じた配布も行っています。

・取引の買手側である大規模小売事業者及び大企業等（資本金 1 億円以上の買手側事業者）に対しても、消費税の転嫁拒否行為等に関する書面調査を実施中です。

・中小企業・小規模事業者等への積極的なアプローチとして、転嫁Ｇメンによるパトロール活動を行っています。具体的には、スーパーやドラッグストア等に対して、転嫁Ｇメンによる出張相談（計 13,544 件、9 月末現在）や、商工会、商工会議所の経営指導員等との人的ネットワークの構築（計 2,328 件を訪問、9 月末現在）を実施しています。また、信用金庫、信用組合への訪問（計 657 件、9 月末現在）も行っています。

・買手側への指導強化として、改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（計 174 回、9 月末現在）等を通じて所管業界団体・企業等に対して周知を徹底していきます。

(2) 広報・相談対応の強化

・7 月から中小企業庁では、WEB 上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置しました。消費税の転嫁に関するご相談の際にご利用下さい。これまで通り、電話でのご相談も受け付けています。

申告情報受付窓口 URL　https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/

・中小企業 4 団体において 2,328 箇所の相談窓口を設けて相談対応を実施しました（8 月末までに約 98 万件の相談対応を実施。）。

・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等（8 月末までに 13,323 回実施、約 29 万人が参加）を行いました。

・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布しています（約 109 万部を配布済）。

・税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布しています（約 18 万部を配布済）。

・消費者をはじめとした国民の皆様に消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を開催しました（5 月までに計 49 回開催済）。

（本発表資料のお問い合わせ先）
中小企業庁　事業環境部　取引課長　本道
担当者：前田
電話：03-3501-1511(内線 5291～7)
03-3501-1669(直通)

経済産業政策局　競争環境整備室長　土橋
担当者：伊藤
電話：03-3501-1511（内線 2625～7）
03-3501-1550（直通）

# 平成２６年９月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成２６年１０月１０日
経　済　産　業　省

平成２６年４月１日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

９月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

## （１）監視・取締り対応

### ①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。９月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1，338件、措置請求を3件、勧告･公表を10件実施（公正取引委員会との合算、措置請求は中小企業庁、勧告・公表は公正取引委員会が実施、詳細は別紙）。

※措置請求の３件は、９月に公正取引委員会より勧告・公表が行われている。

・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

### ②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、４月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。９月調査（書面調査）の結果について、１０月１日（水）に公表。

【結果概要】　（実施期間：９月５日～１６日、回答数：9,775 者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では 82.7%、消費者向け取引では 73.4%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、8 月の同調査と比較して、それぞれ▲0.6pt、▲0.4pt だった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では 4.3%、消費者向け取引では 5.3%で、8 月の同調査と比較して、それぞれ＋0.5pt、＋0.6pt だった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く 67.8%。「本体価格と消費税額を分ける」が 21.1%、「転嫁特措法等による取締り強化」が 8.4%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く 65.1%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が 25.1%。

③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施（公正取引委員会と合同）

・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対する書面調査を実施中。調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、全ての商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じて配布。

・大規模小売事業者及び大企業等（資本金１億円以上の買手側事業者）約４万事業者に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、回答義務を課した上で、書面調査を実施中。

④転嫁Ｇメンによるパトロールの実施

・転嫁Ｇメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計１３，５４４件（９月末現在）を順次訪問。

・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Ｇメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。９月末までに２，３２８件を訪問。

・信用金庫、信用組合に対する訪問を９月末までに計６５７件実施。

⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を行った下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（９月末までに１７４回開催。）等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

（２）広報・相談対応

①広報対応

・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（約１０９万部を配布済）。

・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布（約１８万部（事業者向け：約５万部、消費者向け：約１３万部）を配布済）。

・消費者を始めとした国民の皆様に消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地域の商店街で５月までに計４９回開催済。

・経済産業省、各経済産業局において垂幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。

②事業者からの相談対応

・７月から中小企業庁では、ＷＥＢ上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。これまで通り、電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口ＵＲＬ　　https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/

・中小企業４団体において相談窓口を設置（２，３２８箇所）し、８月末までに約９８万件の相談対応を実施。

・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を８月末までに１３，３２３回実施、約２９万人が参加。

別紙

# 転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２６年９月まで）

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

平成26年９月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件及び主な指導事例については，別添１及び別添２を参照）。

表１：転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

| 調査着手件数 | 指導件数（注２） | 勧告件数（注３） | 措置請求件数 |
|---|---|---|---|
| ２，７３２件 | １，３３８件<br>（大規模小売事業者７０件） | １０件<br>（大規模小売事業者２件） | ３件 |

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成26年９月までの累計（平成25年10月～平成26年９月）。
（注２）　転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

| 業種 | 指導 | 勧告 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 建設業 | ３２件 | ０件 | ３２件 |
| 製造業 | ５１０件 | ０件 | ５１０件 |
| 運輸業（道路貨物運送業等） | １４７件 | ０件 | １４７件 |
| 情報通信業 | １３１件 | ０件 | １３１件 |
| 卸売業 | １３７件 | ０件 | １３７件 |
| 小売業 | １３９件 | ２件 | １４１件 |
| 不動産業 | ２３件 | １件 | ２４件 |
| 技術サービス業（広告・建築設計業等） | ９６件 | ０件 | ９６件 |
| 事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等） | ２５件 | ０件 | ２５件 |
| 自動車整備業・機械等修理業 | １８件 | ０件 | １８件 |
| その他（注５） | ８０件 | ７件 | ８７件 |
| 合　計 | １，３３８件 | １０件 | １，３４８件 |

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，医療福祉，旅行業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

| 行為類型 | 指導 | 勧告 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 減額 | １７件 | ３件 | ２０件 |
| 買いたたき（注６） | １，０４９件 | １０件 | １，０５９件 |
| 役務利用・利益提供の要請 | ６５件 | ０件 | ６５件 |
| 本体価格での交渉の拒否 | ２３９件 | ０件 | ２３９件 |
| 合　計（注７） | １，３７０件 | １３件 | １，３８３件 |

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成26年３月31日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

別添１

# 勧告事件（平成２６年９月まで）

| | 名称<br>（勧告年月日） | 概要 | 違反法条<br>（違反行為類型） |
|---|---|---|---|
| 1 | ㈱ＪＲ東日本ステーションリテイリング<br>（平成 26 年４月 23 日） | 駅構内等で食料品，衣料品等を販売する㈱ＪＲ東日本ステーションリテイリングは，消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため，納入業者に対し，仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ３％程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| 2 | ㈱三城<br>（平成 26 年６月 12 日） | メガネ等を販売する㈱三城は，消費税率の引上げに対応するため，店舗の賃貸人のうち，税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| 3 | 山形市（山形市立病院済生館）<br>（平成 26 年６月 17 日） | 山形市立病院済生館は，消費税率の引上げに対応するため，医療材料の納入価格を引き下げることとし，納入業者に対し，平成 25 年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| 4 | 一般社団法人東京都自転車商防犯協力会<br>（平成 26 年６月 26 日） | 東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は，防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| 5 | 一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会<br>（平成 26 年６月 26 日） | 兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は，消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため，防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し，消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| 6 | ㈱ルネサンス<br>（平成 26 年７月 24 日） | スポーツ施設の運営等の事業を営む㈱ルネサンスは，消費税率の引上げに対応するため，スポーツ指導を行う個人事業者に対し，免税事業者に該当することを理由として，消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |

| | 名称<br>（勧告年月日） | 概要 | 違反法条<br>（違反行為類型） |
|---|---|---|---|
| ７ | 産業機械健康保険組合<br>（平成 26 年８月１日） | 健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は，健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。 | 第３条第１号後段<br>（買いたたき） |
| ８<br>～<br>１０ | 吉野家グループ<br>［㈱吉野家資産管理サービス<br>㈱北日本吉野家<br>㈱中日本吉野家］<br>（平成 26 年９月 24 日） | 店舗等の賃貸借等の事業を営む㈱吉野家資産管理サービス，外食業を営む㈱北日本吉野家及び㈱中日本吉野家の３社は，それぞれ，店舗所有者（賃貸人）の一部に対し，賃料の消費税率の引上げ分を減額し，又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。<br>※中小企業庁長官からの措置請求案件 | 第３条第１号前段<br>（減額）及び同号後段（買いたたき） |

別添２

主な指導事例（平成２６年９月）

１　減額（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号前段）

| 業種 | 概　要 |
|---|---|
| 葬祭業 | 葬祭業者であるＡ社は，葬儀参列者の送迎等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後に供給を受けた当該役務の委託代金について，消費税率の引上げ分相当額を差し引いて支払っていた。 |

２　買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号後段）

| 業種 | 概　要 |
|---|---|
| 介護サービス業 | 自らが運営する施設の清掃を委託しているＢ法人は，当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。 |
| ソフトウェア業 | ソフトウェアの設計を委託しているＣ社は，当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。 |
| 出版業 | 原稿作成等の業務を委託しているＤ社は，当該業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。 |
| 建設業 | リフォーム工事等を委託しているＥ社は，当該工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの委託代金を据え置いていた。 |

３　利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第３条第２号）

| 業種 | 概　要 |
|---|---|
| 小売業 | 鞄等の小売業者であるＦ社は，自社で販売する鞄等の納入業者（特定供給事業者）に対し，平成 26 年４月１日からの消費税率の引上げに伴い，自社の費用負担を明確にすることなく，自社の店舗にある在庫商品の値札に消費税率の引上げに対応した価格シールを貼り付ける作業を要請した。 |